

第 11 次加古川市交通安全計画の振り返り 及び次期加古川市交通安全計画策定の概要

1 第 11 次計画に基づいた取組の実施

国の第 11 次交通安全基本計画、及び県の第 11 次兵庫県交通安全計画に基づき、本市においても令和 3 年度に第 11 次加古川市交通安全計画（計画期間：令和 3 年度から令和 7 年度）（以下、「第 11 次計画」という）を策定し、関係機関と連携しながら交通安全に関する取組を実施した。

2 第 11 次計画から次期計画案への変更点

計画の構成

第 11 次計画では、交通安全に関連する国・県・市・関係機関のあらゆる施策や取組内容を記載していたが、次期計画では「市の施策」に焦点を絞り、市が取り組むべき施策を明確化した。

項目	第 11 次計画	次期計画案
記載する施策及び取組	国・県・市・関係機関の施策を網羅的に記載	市が取り組むべき施策を記載し、国・県・関係機関は連携先として整理
構成	国や県の計画体系に準拠	市の施策及び取組内容に合わせて再構成
進行管理	・毎年度、第 11 次計画及び各分野の個別計画の連携を図りつつ、事業を実施 ・主な取組について、市交通対策委員会等で取組状況や当年度の取組計画等を確認	・毎年度、次期計画及び各分野の個別計画の連携を図りつつ、事業を実施 ・主な取組について、市交通対策委員会等で取組状況や当年度の取組計画等を確認

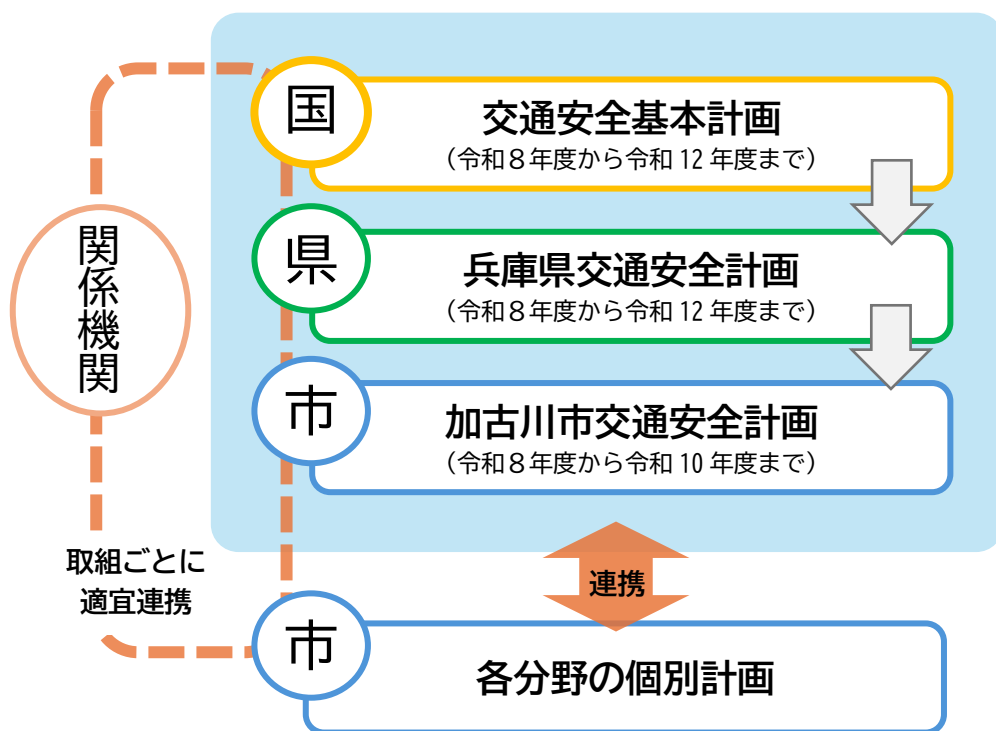
3 次期加古川市交通安全計画策定にあたって

国において「第12次交通安全基本計画」が策定され、兵庫県において「第12次兵庫県交通安全計画」が策定されたことを踏まえ、本市も新たな交通安全計画を策定する。

本計画では、本市における交通安全対策を総合的かつ計画的に推進するため、取り組むべき施策を体系的に整理するとともに、関係機関との連携を図りながら、総合的かつ計画的に交通安全対策を推進することを目的とする。

策定に当たっての基本的な考え方

- 1 市の施策を中心とした計画
市が主体となって実施する施策を中心に整理する。
- 2 本市の課題を踏まえた施策
交通事故の状況や地域特性を踏まえ、必要な施策を整理する。
- 3 関係機関と連携
各部局で関係機関と連携しながら事業を実施する。



4 次期計画の策定スケジュール

